

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
行 政 局
文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

管する総合振興局又は振興局の保健環境部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。

令和6年9月13日

北海道知事 鈴木直道

目次

告 示

○令和6年度鳥獣保護区の更新.....	(野生動物対策課)	21
○令和6年度鳥獣保護区特別保護地区の指定.....	(野生動物対策課)	30
○令和6年度特定猟具使用禁止区域の指定.....	(野生動物対策課)	34
○猟区の認可.....	(野生動物対策課)	34
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出.....	(農業施設管理課)	35
○土地改良区の定款の変更の認可.....	(農業施設管理課)	36
○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の変更の認可.....	(農業施設管理課)	36
○道営土地改良事業変更計画の決定.....	(農業施設管理課)	36
○知事権限に係る保安林の指定の予定.....	(治山課)	36
○知事権限に係る保安林の指定.....	(治山課)	36
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定.....	(治山課)	37
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更.....	(治山課)	37
○土地収用法による事業の認定.....	(建設部総務課)	37
○特定調達契約に係る入札の公告.....	(調達課)	37

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る入札の公告.....	39
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	40

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る入札の公告.....	40
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	42
○特定調達契約に係る入札の公告.....	42

告 示

北海道告示第431号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項の規定により、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新した。

その区域を表示した図面は、北海道環境生活部自然環境局野生動物対策課及び所在地を所

- 1(1) 名 称 利根別鳥獣保護区
- (2) 区 域 次のとおり
- (3) 存続期間 令和6年10月1日から令和26年9月30日まで（20年間）
- (4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分
森林鳥獣生息地

イ 鳥獣保護区の指定目的
全般に緩斜地でトドマツ、エゾマツ、ミズナラ、カツラ、アサダ、シナノキ、イタヤ、センノキ等からなる天然性の針広混交林である。各地に湧水があり、変化に富んだ地形であり、森林性鳥獣の生息環境として好適なため、当初林野庁により鳥獣保護区に指定されている（昭和59年に道指定鳥獣保護区に移管）。

現在の存続期間の満了にあたり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

- ウ 管理方針
次のとおり

- 2(1) 名 称 柏町鳥獣保護区
- (2) 区 域 次のとおり
- (3) 存続期間 令和6年10月1日から令和26年9月30日まで（20年間）
- (4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分
森林鳥獣生息地

イ 鳥獣保護区の指定目的
トドマツ、カラマツの人工林とミズナラ、カンバ類、イタヤ、シナノキ等からなる天然性の針広混交林であり、水量豊富な沢をはさみ、分水嶺に囲まれた一円の区域で下流に貯水池を擁し、水源涵養保安林に指定されている丘陵地である。

地表もクマザサ等の植生に恵まれ、鳥獣の優れた生息地として昭和39年に鳥獣保護区に指定されている。

現在の存続期間の満了にあたり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

- ウ 管理方針
次のとおり

- 3(1) 名 称 金剛沢鳥獣保護区

- (2) 区 域 次のとおり
- (3) 存続期間 令和6年10月1日から令和26年9月30日まで（20年間）
- (4) 保護に関する指針
- ア 鳥獣保護区の指定区分
森林鳥獣生息地
- イ 鳥獣保護区の指定目的
トドマツ、イタヤ、カンバ類、ヤチダモ、カツラ等の天然性針広混交林とトドマツ、カラマツの人工林がそれぞれ半分の割合を占め、標高200mから700mの山稜地である。
また、水量豊かな小沢も多く、日当たりも良好なことから、森林鳥獣の生息環境として好適なため、当初林野庁により鳥獣保護区に指定されている（昭和59年に道指定鳥獣保護区に移管）。
現在の存続期間の満了にあたり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。
- ウ 管理方針
次のとおり
- 4(1) 名 称 鷹泊鳥獣保護区
- (2) 区 域 次のとおり
- (3) 存続期間 令和6年10月1日から令和26年9月30日まで（20年間）
- (4) 保護に関する指針
- ア 鳥獣保護区の指定区分
森林鳥獣生息地
- イ 鳥獣保護区の指定目的
トドマツ、エゾアカマツ、ミズナラ、カンバ類、シナノキ等からなる天然性の針広混交林であるが、一部トドマツ、エゾマツ等の人工造林地もみられる。区域内に、鷹泊貯水池があり、水量豊かな沢も多く、森林鳥獣の生息環境として好適なため、当初林野庁により鳥獣保護区に指定されている（昭和59年に道指定鳥獣保護区に移管）。
現在の存続期間の満了にあたり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。
- ウ 管理方針
次のとおり
- 5(1) 名 称 栗山桜丘鳥獣保護区
- (2) 区 域 次のとおり
- (3) 存続期間 令和6年10月1日から令和26年9月30日まで（20年間）
- (4) 保護に関する指針
- ア 鳥獣保護区の指定区分

- 身近な鳥獣生息地
- イ 鳥獣保護区の指定目的
当該地域は、栗山町市街地北部、御大師山の周辺に広がる丘陵地で、天然性広葉樹を主体に針葉樹の人工林が散在する冷温帯林と亜寒帯林の移行帯にある。鳥獣の生息状況は森林性、草原性のほか、中小型ほ乳類が生息する。
区域内に所在する「栗山公園」は自然を生かした都市公園で住民憩いの場である。
現在の存続期間の満了にあたり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。
- ウ 管理方針
次のとおり
- 6(1) 名 称 手稲鳥獣保護区
- (2) 区 域 次のとおり
- (3) 存続期間 令和6年10月1日から令和26年9月30日まで（20年間）
- (4) 保護に関する指針
- ア 鳥獣保護区の指定区分
森林鳥獣生息地
- イ 鳥獣保護区の指定目的
当該地域はJR手稲駅から南西に約6.3kmに位置し、針広混合の天然林が大半を占める手稲山（1,024m）の南斜面、百松沢山（1,038m）の西斜面及び阿部山（703m）の山稜地である。
また、手稲山南自然景観保護地区に含まれているなど鳥獣の優れた生息地であるため、野生鳥獣の保護を図るため昭和59年に鳥獣保護区に指定されている。
現在の存続期間の満了にあたり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。
- ウ 管理方針
次のとおり
- 7(1) 名 称 青山鳥獣保護区
- (2) 区 域 次のとおり
- (3) 存続期間 令和6年10月1日から令和26年9月30日まで（20年間）
- (4) 保護に関する指針
- ア 鳥獣保護区の指定区分
森林鳥獣生息地
- イ 鳥獣保護区の指定目的
青山鳥獣保護区は、青山ダムの西に隣接し、トドマツ、エゾマツ、イタヤカエデ、シノキ等からなる天然性の針広混交林が主で青山貯水池から別狩岳にはさまれた変化

に富んだ地形である。

森林性鳥獣の生息環境として好適であり、野生鳥獣の保護を図るため、昭和39年に道指定鳥獣保護区に指定されている。

現在の存続期間満了にあたり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

8(1) 名 称 送毛鳥獣保護区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 令和6年10月1日から令和26年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地

イ 鳥獣保護区の指定目的

シラカバ、ミズナラ、イタヤカエデ等からなる天然林であり、日本海から濃昼岳を望む多くの細流のある変化に富んだ地形である。

また、暑寒別天売焼尻国定公園の一部を含んでいる等森林性鳥獣の優れた生息地であるため、野生鳥獣の保護を図るため、昭和39年に鳥獣保護区に指定されている。

現在の存続期間満了にあたり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

9(1) 名 称 コックリ湖鳥獣保護区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 令和6年10月1日から令和26年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地

イ 鳥獣保護区の指定目的

尻別川支流森別川の水源のコックリ湖を含む道有林野で林相はダケカンバを主体とし、エゾマツ、トドマツ、イタヤ、ナラなどの針広混交林である。

この地域はニセコ積丹小樽海岸国定公園の第1種及び第3種特別地域でもあり、野生鳥獣の生息環境として良好なため、昭和39年に鳥獣保護区に指定、昭和59年及び平成16年に期間更新をしている。

現在の存続期間の満了にあたり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指

定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

10(1) 名 称 小樽水源地鳥獣保護区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 令和6年10月1日から令和26年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地

イ 鳥獣保護区の指定目的

小樽市街の南方、勝納川の河口から上流約5kmに位置する貯水池とその周辺の森林地域で、ミズナラ、センノキ、ナナカマド、ヤマハンノキ等の広葉樹にトドマツが混生する天然林が主体となっており、野生鳥獣の良好な生息環境となっている。

昭和39年に道指定鳥獣保護区に指定、昭和59年及び平成16年に期間更新をしている。

現在の存続期間の満了にあたり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

11(1) 名 称 王子山鳥獣保護区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 令和6年10月1日から令和26年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地

イ 鳥獣保護区の指定目的

樽前山の裾野の丘陵地で北部は国有林・北海道大学演習林、東部は苫小牧市有林に囲まれた付近一帯が森林地帯である。

林相は主に植栽されたトドマツ、エゾマツ、アカマツが繁茂し、市街地が近いことから野生鳥獣の観察地として利用され、森林性の鳥獣の生息にも適した環境が保たれている。

現在の存続期間の満了にあたり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

12(1) 名 称 ポロト鳥獣保護区

- (2) 区 域 次のとおり
(3) 存続期間 令和6年10月1日から令和26年9月30日まで（20年間）
(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分
森林鳥獣生息地

イ 鳥獣保護区の指定目的

ポロト湖とポロト川上流の森林と湿原により形成された丘陵地で、主にミズナラ、エゾイタヤ等の広葉樹が繁茂しトドマツ、エゾマツ、カラマツも見られる森林であり、森林性鳥獣の生息環境として好適なため、当初林野庁により鳥獣保護区に指定されている（昭和59年に道指定鳥獣保護区に移管）。

現在の存続期間の満了にあたり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針
次のとおり

13(1) 名 称 幌満鳥獣保護区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 令和6年10月1日から令和26年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分
森林鳥獣生息地

イ 鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、トドマツやアカエゾマツ、ゴヨウマツ、ナラ、カンバ類、イタヤ等の針広混交林で、ヤマブドウ、コクワ等の食餌植物も多い。また、急峻で変化に富んだ地形である。

また、日高山脈襟裳十勝国立公園区域に含まれており、アカゲラ、フクロウ、シジュウカラ等の森林性鳥獣の生息環境として好適であることから、野生鳥獣の保護を図るため、昭和39年に道指定鳥獣保護区に指定している。

現在の存続期間の満了にあたり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針
次のとおり

14(1) 名 称 江差東山鳥獣保護区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 令和6年10月1日から令和16年9月30日まで（10年間）

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分
森林鳥獣生息地

イ 鳥獣保護区の指定目的

江差東山鳥獣保護区は、江差町役場から東約3kmに位置しており、天然の広葉樹林を主体とし、その中にスギ、ヒノキアスナロ等の針葉樹林が点在する豊部内川流域の標高100mから500mにある丘陵地である。また、カッコウ、キタキツネ等の森林性鳥獣の生息環境として好適であり、野生鳥獣の保護を図るため、昭和39年に道指定鳥獣保護区に指定している。

現在の存続期間の満了にあたり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針
次のとおり

15(1) 名 称 乙部・宮の森鳥獣保護区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 令和6年10月1日から令和26年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分
身近な鳥獣生息地

イ 鳥獣保護区の指定目的

爾志郡乙部町に所在する当該地域は、乙部町役場より南西約0.5kmの国道229号沿いに位置する標高約30～80mの丘陵地である。イタヤカエデを主体とする森林で、アカゲラ、キタキツネ等の鳥類が生息している。鳥類の生息地として適している他、住民の憩いの場として親しまれており、昭和39年に鳥獣保護区に指定された。

現在の存続期間の満了にあたり、鳥獣保護区の指定を更新し、鳥獣の保護を図るとともに、自然とのふれあいや環境教育の場を確保する。

ウ 管理方針
次のとおり

16(1) 名 称 乙部しびの岬鳥獣保護区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 令和6年10月1日から令和26年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分
身近な鳥獣生息地

イ 鳥獣保護区の指定目的

乙部しびの岬鳥獣保護区は、乙部町役場から北西約10kmに位置しており、鮪の岬

の大部分が含まれる。イタヤカエデ等の広葉樹の他、ソメイヨシノが植栽され、アカゲラ、カラ類等の鳥獣が生息している。当該地域は鳥類の生息地として適している他、住民の憩いの場として親しまれており、昭和39年に鳥獣保護区に指定している。また、当該地域を含む一帯は景勝地として内外に知られており、昭和35年に檜山道立自然公園に指定している。

現在の存続期間の満了にあたり、引き続き鳥獣の保護を図るとともに、自然とのふれあいや環境教育の場を確保するため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

- 17(1) 名 称 にしおおさと鳥獣保護区
(2) 区 域 次のとおり
(3) 存続期間 令和6年10月1日から令和16年9月30日まで（10年間）
(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地

イ 鳥獣保護区の指定目的

にしおおさと鳥獣保護区は、せたな町役場から北北西約6kmに位置しており、カラマツ、イタヤカエデ、シナノキ等の針広混交林からなる、標高100m～150mにある丘陵地である。ヤマゲラ、ハシブトガラ、シジュウカラ等の森林性の鳥獣の生息環境として好適であるほか、遊歩道が一部整備され鎮守の森として親しまれており、平成6年に道指定鳥獣保護区に指定している。

現在の存続期間の満了にあたり、引き続き鳥獣の保護を図るとともに、自然とのふれあいや環境教育の場を確保するため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

- 18(1) 名 称 浮島鳥獣保護区
(2) 区 域 次のとおり
(3) 存続期間 令和6年10月1日から令和26年9月30日まで（20年間）
(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地

イ 鳥獣保護区の指定目的

浮島鳥獣保護区は、JR北海道石北本線上川駅から北東約18kmに位置しており、トドマツ、エゾマツの針葉樹と、ミズナラ、カンバ類等の広葉樹の混交林となっており、湿原は多様な植生で構成されている。森林性鳥獣の生息環境として好適なため、

当初林野庁により鳥獣保護区に指定されている（昭和59年に道指定鳥獣保護区に移管）。

現在の存続期間の満了にあたり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

- 19(1) 名 称 中愛別鳥獣保護区
(2) 区 域 次のとおり
(3) 存続期間 令和6年10月1日から令和26年9月30日まで（20年間）
(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地

イ 鳥獣保護区の指定目的

中愛別鳥獣保護区は、JR北海道石北本線中愛別駅から北東に約2kmに位置し、トドマツ、ミズナラ、カンバ類からなる天然性の針広混交樹林となっており、エゾライチョウなど森林性鳥類の好適な生息環境であるため、当初林野庁により鳥獣保護区に指定されている（昭和59年に国設鳥獣保護区から移管）。

現在の存続期間の満了にあたり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

- 20(1) 名 称 和寒鳥獣保護区
(2) 区 域 次のとおり
(3) 存続期間 令和6年10月1日から令和26年9月30日まで（20年間）
(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地

イ 鳥獣保護区の指定目的

和寒鳥獣保護区は、JR北海道宗谷本線寒駅から西約10kmに位置しており、西和川を源流の源流を抱える丘陵地である。西和川は堰き止められ、当鳥獣保護区に囲まれるように西和ダムが整備され灌漑用水が貯えられており、渡り性の水鳥が飛来する。トドマツ、エゾマツ、ミズナラ、シナノキ、カンバ類からなる天然性の優れた林相の針広混交樹林であり、エゾライチョウやフクロウの森林性鳥類が生息しているため、当初林野庁により鳥獣保護区に指定されている（昭和59年に国設鳥獣保護区から移管）。

現在の存続期間の満了にあたり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

- 21(1) 名称 忠烈布鳥獣保護区
(2) 区域 次のとおり
(3) 存続期間 令和6年10月1日から令和26年9月30日まで（20年間）
(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地

イ 鳥獣保護区の指定目的

忠烈布鳥獣保護区はJ R北海道宗谷本線風連駅から東に約7kmに位置しており、忠烈布貯水池と望湖台自然公園が含まれている。トドマツ、アカエゾマツ、カラマツからなる天然林広葉樹の林相となっており、森林、湖、湿地、草原など多様な環境を有していることから、マガモなどの水鳥やアカゲラなどの森林性鳥類だけではなく、ベニマシコなどの草原性の鳥類も確認できる。

現在の存続期間の満了にあたり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

- 22(1) 名称 鳥沼鳥獣保護区
(2) 区域 次のとおり
(3) 存続期間 令和6年10月1日から令和26年9月30日まで（20年間）
(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地

イ 鳥獣保護区の指定目的

鳥沼鳥獣保護区は、J R北海道根室本線富良野駅から東約4kmに位置しており、風致公園として市民の憩いの場になっている。道道298号により東西に分断しており、東はミズナラ、ハルニレなどの大径木が自生し、エゾヤマザクラやキタコブシが植栽されている。また、湧水により透明度の高い沼が存在する。西はハンノキ、ヤチダモの湿地性の広葉樹林となっている。

良好な生息環境を反映し、コガモ、マガモ、カワセミ、フクロウ、アカゲラ、センダイムシクイなど多様な鳥類や、エゾリスなど小型ほ乳類が確認されている。

また、近隣に所在する市立鳥沼小学校は愛鳥モデル校に指定されており、当鳥獣保

護区を環境学習の場として活用している。

現在の存続期間の満了にあたり、引き続き鳥獣の保護を図るとともに、自然とのふれあいや環境教育の場を確保するため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

- 23(1) 名称 台場鳥獣保護区
(2) 区域 次のとおり
(3) 存続期間 令和6年10月1日から令和26年9月30日まで（20年間）
(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地

イ 鳥獣保護区の指定目的

台場鳥獣保護区はJ R北海道函館本線旭川駅から西に約5.5kmに位置しており、北側は主にゴルフ場となっており、南側は国有林となっている。付近には愛鳥モデル校の台場小学校が所在しており、野鳥保護活動が行われている。

国有林はトドマツ、ミズナラ、シナノキ、カンバ類で構成される森林で、フクロウ、アカゲラ、ゴジュウカラ等の鳥獣が生息している。

現在の存続期間の満了にあたり、引き続き鳥獣の保護を図るとともに、自然とのふれあいや環境教育の場を確保するため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

- 24(1) 名称 古丹別鳥獣保護区
(2) 区域 次のとおり
(3) 存続期間 令和6年10月1日から令和26年9月30日まで（20年間）
(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地

イ 鳥獣保護区の指定目的

苫前町古丹別市街地から南東約10kmに位置し、三毛別川の支流を中心に東西に伸びる森林地帯である。トドマツ、ミズナラ、シナノキ等からなる天然性の針広混交林である。

溪流も多く、森林性鳥獣の生息環境として良好なため、当初林野庁により鳥獣保護区に指定されている（昭和59年に道指定鳥獣保護区に移管）。

現在の存続期間の満了にあたり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

25(1) 名 称 遠別鳥獣保護区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 令和6年10月1日から令和26年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地

イ 鳥獣保護区の指定目的

トドマツ、ミズナラ等からなる天然性の針広混交林である。

溪流も多く、森林性鳥獣の生息環境として良好なため、当初林野庁により鳥獣保護区に指定されている（昭和59年に道指定鳥獣保護区に移管）。

現在の存続期間の満了にあたり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

26(1) 名 称 紋別鳥獣保護区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 令和6年10月1日から令和26年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地

イ 鳥獣保護区の指定目的

当該地区は、紋別市中心部から南西に約2kmに位置し、全て市有林である。

標高334mの紋別山（大山）を中心とした山稜地であり、ミズナラ、カンバ類、シナノキなどを中心とした広葉樹林にトドマツ、エゾマツの針葉樹が混交している天然性の針広混交林で、森林の環境は良好である。

現在の存続期間満了にあたり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

27(1) 名 称 幌岩鳥獣保護区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 令和6年10月1日から令和26年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地

イ 鳥獣保護区の指定目的

当該地区は、佐呂間町中心部の北東約10kmに位置し、大部分を国有林が占める。

トドマツ、エゾマツ、ミズナラ、カンバ類、シナノキ等からなる天然性の針広混交林であり、幌岩山を中心とした山稜地である。森林性鳥獣の生息環境として好適である。

現在の存続期間の満了にあたり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

28(1) 名 称 神の子池鳥獣保護区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 令和6年10月1日から令和26年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地

イ 鳥獣保護区の指定目的

当該地区は、斜里郡清里町の中心部から南へ約20kmに位置し、全域が国有林である。

区域南端に位置する神の子池からは摩周湖の伏流水が湧き出ており、ハトイサツル川となっている。その清流に沿って良好な針広混交林が広がり、多くの森林性鳥獣の優れた生息地となっている。

また、神の子池周辺は、観光地としての側面もあり、周辺での狩猟を抑制することで、観光客の安全確保も期待できる。

現在の存続期間満了にあたり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

29(1) 名 称 御西鳥獣保護区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 令和6年10月1日から令和26年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

集団渡来地

イ 鳥獣保護区の指定目的

当該地区は、雄武町市街の南東12kmに位置する御西沼一帯を含み、国道238号線からオホーツク海までの長さ1.5km、最大幅1.2kmの区域である。

御西川とモサマラン川の合流する河口部に形成された干潟で、広い丘陵地に囲まれており、湖の周辺は、ヨシやフトイ等の湿生草原で、その外側は牧草場が広がり、ミズナラやカシワ等の広葉樹林が点在している。

春と秋にはカモ類やアオサギなどの水鳥が多数訪れ、渡りの重要な中継地となっている。

現在の存続期間の満了にあたり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

30(1) 名称 駒場鳥獣保護区

(2) 区域 次のとおり

(3) 存続期間 令和6年10月1日から令和26年9月30日まで(20年間)

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地

イ 鳥獣保護区の指定目的

当該地区は、網走市中心部から南南東に2～3kmに位置し、東側はJR釧網本線、国道244号線を挟んでオホーツク海に面し、西側は網走市駒場、つくしヶ丘の住宅街に接した市有林野である。

緩傾斜の平坦面を有する台地状地形が大部分を占めているが、オホーツク海に面する海岸は、30～40mの高さをもつ急峻な海崖で、この台地を横切る形で駒場川及び数本の小沢が東西に走り、オホーツク海に注いでいるなど、一部、変化に富んだ地形がある。

イタヤカエデ、シラカンバ、ハリギリ、ミズナラ、ハンノキを中心とした広葉樹に、トドマツ、カラマツの針葉樹が混交している天然性の針広混交林であり、森林の環境は良好である。

また、良好な林相を反映し、森林性の鳥獣が多数生息し、毎年ワシ類が飛来していることなどから引き続き野生鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

31(1) 名称 伏美鳥獣保護区

(2) 区域 次のとおり

(3) 存続期間 令和6年10月1日から令和26年9月30日まで(20年間)

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地

イ 鳥獣保護区の指定目的

美生川を中心に溪谷(伏美仙峡)を形成し、イタヤ、ハンノキ、カンバ類等の広葉樹林を主体とした、自然環境とともに自然景観の優れた地形である。

そのため森林性鳥獣の生息環境として好適であり、当初林野庁により鳥獣保護区に指定されている(昭和58年に道指定鳥獣保護区に移管)。

現在の存続期間の満了にあたり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

32(1) 名称 稲穂鳥獣保護区

(2) 区域 次のとおり

(3) 存続期間 令和6年10月1日から令和26年9月30日まで(20年間)

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地

イ 鳥獣保護区の指定目的

ミズナラ、ハルニレ、ヤチダモ等の落葉広葉樹を主とした天然林で、アオサギの集団繁殖地(コロニー)があるほか、周囲のカラマツ人工林の中に残された天然林として、森林性鳥類や動物の主要な生息場所となっているため、鳥獣保護区に指定されている。

現在の存続期間の満了にあたり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

33(1) 名称 岩内鳥獣保護区

(2) 区域 次のとおり

(3) 存続期間 令和6年10月1日から令和26年9月30日まで(20年間)

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地

イ 鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、国民休養地に指定された岩内仙峡を含み、平坦地に一部農地があり、山地にはミズナラやシナノキ、シラカバ等の高木に、ナナカマドやニワトコ、ノリウツギ等の中低木を交えた天然林となっている。森林性鳥獣の生息環境として好適であることから、昭和49年に鳥獣保護区に指定されている。

現在の存続期間の満了にあたり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

- 34(1) 名 称 瓜幕鳥獣保護区
(2) 区 域 次のとおり
(3) 存続期間 令和6年10月1日から令和26年9月30日まで（20年間）
(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地

イ 鳥獣保護区の指定目的

当該地域はユウヤンベツ川上流部に位置し、エゾマツやトドマツ、シラカバ等の針広混交樹林からなり、一部は風景林に指定されている。そのため森林性鳥獣の生息環境として好適なため、鳥獣保護区に指定している。

現在の存続期間の満了にあたり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

- 35(1) 名 称 京都大学北海道研究林白糠区鳥獣保護区
(2) 区 域 次のとおり
(3) 存続期間 令和6年10月1日から令和26年9月30日まで（20年間）
(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地

イ 鳥獣保護区の指定目的

京都大学北海道研究林白糠区鳥獣保護区には、トドマツ、エゾマツ、ミズナラ、ハルニレ、カツラ、ダケカンバ等を中心とする樹種で構成された針広混交林からなり、良好な林相を保ち、鳥獣の優れた生息地であることから昭和59年に鳥獣保護区に指定されている。

現在の存続期間の満了にあたり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

- 36(1) 名 称 阿寒湖鳥獣保護区
(2) 区 域 次のとおり
(3) 存続期間 令和6年10月1日から令和26年9月30日まで（20年間）
(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地

イ 鳥獣保護区の指定目的

阿寒湖鳥獣保護区は、エゾマツ、トドマツ、カンバ類、ミズナラなどを中心とする樹種で構成された亜寒帯性の針広混交林であり、鳥獣の優れた生息地であることから、昭和59年に鳥獣保護区に指定されている。

現在の存続期間の満了にあたり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

- 37(1) 名 称 久著呂鳥獣保護区
(2) 区 域 次のとおり
(3) 存続期間 令和6年10月1日から令和26年9月30日まで（20年間）
(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地

イ 鳥獣保護区の指定目的

久著呂鳥獣保護区は、トドマツ、エゾマツ、シナノキ、ミズナラ等を中心とする樹種で構成された針広混交林からなり、良好な林相を保ち、鳥獣の優れた生息地であることから、当初林野庁により鳥獣保護区に指定されている（昭和59年に道指定鳥獣保護区に移管）。

現在の存続期間の満了にあたり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

- 38(1) 名 称 屈斜路鳥獣保護区
(2) 区 域 次のとおり
(3) 存続期間 令和6年10月1日から令和26年9月30日まで（20年間）
(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地

イ 鳥獣保護区の指定目的

屈斜路鳥獣保護区は、アカエゾマツ、トドマツ、ダケカンバ等で構成された針広混交林であり、アカゲラ、ハシブトガラ、シジュウカラ等の森林性鳥獣の生息環境として好適なため、当初林野庁より鳥獣保護区に指定されている（昭和59年に道指定鳥獣保護区に移管）。

現在の存続期間の満了にあたり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

39(1) 名 称 厚岸鳥獣保護区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 令和6年10月1日から令和26年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地

イ 鳥獣保護区の指定目的

厚岸鳥獣保護区はトドマツやミズナラを主体とする針広混交林であり、全域が厚岸霧多布昆布森国定公園に含まれる。良好な林相を保ち、森林性鳥獣の優れた生息地であるため、昭和39年に鳥獣保護区に指定されている。

現在の存続期間の満了にあたり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

40(1) 名 称 温根沼鳥獣保護区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 令和6年10月1日から令和26年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地

イ 鳥獣保護区の指定目的

温根沼鳥獣保護区は、根室半島の基部に位置する国有林の一部で、温根沼に面しており、付近一帯は北海道でも有数の野鳥の生息地となっている。周辺には国指定風蓮湖鳥獣保護区を始め、国指定ユルリ・モユルリ鳥獣保護区、道指定長節鳥獣保護区な

どが点在するとともに、野付風蓮道立自然公園の指定も受けている。

また、トドマツを主体とした亜寒帯針葉樹林が広がり大径木も多く、森林性のクマガラやシマフクロウの他、湖に面した湿地ではタンチョウも繁殖していることから、当初林野庁により鳥獣保護区に指定されている（昭和59年に道指定鳥獣保護区に移管）。

現在の存続期間の満了にあたり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

41(1) 名 称 養老牛鳥獣保護区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 令和6年10月1日から令和26年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地

イ 鳥獣保護区の指定目的

養老牛鳥獣保護区は、中標津町計根別から北西約18km程に位置し養老牛岳の南斜面に広がる国有林で、一部にアカエゾマツの人工林を含むが大半は、ミズナラ、カバ類を主体とした落葉広葉樹となっている。

当該地域は、知床半島から摩周火山群につながる千島火山帯の一部で、標高差は500mと大きく、ヒグマやエゾシカなど大型ほ乳類をはじめとして、タカ類、キツキ類、フクロウ類、カラ類など森林性鳥類など、生息する鳥獣の種類も多いため、当初林野庁により鳥獣保護区に指定されている（昭和59年に道指定鳥獣保護区に移管）。

現在の存続期間の満了にあたり、引き続きこれらの鳥獣の保護繁殖を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を北海道環境生活部自然環境局野生動物対策課及び所在地を所管する総合振興局又は振興局の保健環境部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第432号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、次のとおり鳥獣保護区の区域内に特別保護地区を指定した。

その区域を表示した図面は、北海道環境生活部自然環境局野生動物対策課及び所在地を所

管する総合振興局又は振興局の保健環境部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。

令和6年9月13日

北海道知事 鈴木直道

- 1(1) 名称 利根別鳥獣保護区利根別特別保護地区
(2) 区域 次のとおり
(3) 存続期間 令和6年10月1日から令和26年9月30日まで(20年間)
(4) 保護に関する指針
- ア 道指定鳥獣保護区の指定区分
森林鳥獣生息地
- イ 特別保護地区の指定目的
全般に緩斜地でトドマツ、エゾマツ、ミズナラ、カツラ、シナノキ、イタヤ等からなる天然性の針広混交林である。各地に湧水があり、変化に富んだ地況であり、森林性鳥獣の生息環境として好適なため、当初林野庁により鳥獣保護区及び特別保護地区に指定されている(昭和59年に道指定鳥獣保護区及び特別保護地区に移管)。
当該地域は、特に鳥獣の生息地として良好な環境であるため特別保護地区に指定されたものであり、現在の存続期間の満了にあたり、引き続き鳥獣の生息環境を保全するため、特別保護地区に指定する。
- ウ 管理方針
次のとおり
- 2(1) 名称 金剛沢鳥獣保護区金剛沢特別保護地区
(2) 区域 次のとおり
(3) 存続期間 令和6年10月1日から令和26年9月30日まで(20年間)
(4) 保護に関する指針
- ア 道指定鳥獣保護区の指定区分
森林鳥獣生息地
- イ 特別保護地区の指定目的
金剛沢鳥獣保護区のうち、特に鳥獣の生息地として良好な地域であるため、当初林野庁により特別保護地区に指定されている(昭和59年に道指定鳥獣保護地区に移管)。
現在の存続期間の満了にあたり、引き続き特別保護地区に指定する。
- ウ 管理方針
次のとおり
- 3(1) 名称 鷹泊鳥獣保護区鷹泊特別保護地区
(2) 区域 次のとおり
(3) 存続期間 令和6年10月1日から令和26年9月30日まで(20年間)
(4) 保護に関する指針

- ア 道指定鳥獣保護区の指定区分
森林鳥獣生息地
- イ 特別保護地区の指定目的
鷹泊鳥獣保護区のうち、特に鳥獣の生息地として良好な地域であるため、当初林野庁により特別保護地区に指定されている(昭和59年に道指定鳥獣保護区に移管)。
現在の存続期間の満了にあたり、引き続き特別保護地区に指定する。
- ウ 管理方針
次のとおり
- 4(1) 名称 青山鳥獣保護区青山特別保護地区
(2) 区域 次のとおり
(3) 存続期間 令和6年10月1日から令和26年9月30日まで(20年間)
(4) 保護に関する指針
- ア 道指定鳥獣保護区の指定区分
森林鳥獣生息地
- イ 特別保護地区の指定目的
青山鳥獣保護区は、青山ダムの西に隣接し、トドマツ、エゾマツ、イタヤカエデ、シノキ等からなる天然性の針広混交林が主で、青山貯水池から別狩岳にはさまれた変化に富んだ地形である。
森林性鳥獣の生息環境として好適であるほか、青山特別保護地区では、林相がより良好なため、多くの森林性鳥獣が生息していることから、特別保護地区に指定されたものであり、現在の存続期間の満了にあたり、引き続き特別保護地区に指定する。
- ウ 管理方針
次のとおり
- 5(1) 名称 コックリ湖鳥獣保護区コックリ湖特別保護地区
(2) 区域 次のとおり
(3) 存続期間 令和6年10月1日から令和26年9月30日まで(20年間)
(4) 保護に関する指針
- ア 道指定鳥獣保護区の指定区分
森林鳥獣生息地
- イ 特別保護地区の指定目的
コックリ湖鳥獣保護区のうち、樹齢200から300年のダケカンバなどの原生林に囲まれた沼であるコックリ湖を含む区域であり、ニセコ積丹小樽海岸国定公園の第1種特別地域でもある。
このため、特に鳥獣の生息地として良好な自然が保全されており、鳥獣保護区の指定当初から特別保護地区に指定されている。

現在の存続期間の満了にあたり、引き続き特別保護地区に指定する。

ウ 管理方針

次のとおり

6(1) 名 称 幌満鳥獣保護区幌満特別保護地区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 令和6年10月1日から令和26年9月30日まで(20年間)

(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地

イ 特別保護地区の指定目的

大部分がトドマツ、アカエゾマツ、ゴヨウマツ、ナラ、カンバ類、イタヤ等の針広混交林で、ヤマブドウ、コクワ等の食餌植物も多い。また、急峻でダム湖や幌満川に注ぐ多くの細流のある変化に富んだ地形である。そのため、森林性鳥獣の生息環境として好適であり、昭和39年に道鳥獣保護区及び特別保護地区に指定されている。

当該地域は、特に鳥獣の生息地として良好な環境であるため特別保護地区に指定されたものであり、現在の存続期間の満了にあたり、引き続き鳥獣の生息環境を保全するため、特別保護地区に指定する。

ウ 管理方針

次のとおり

7(1) 名 称 浮島鳥獣保護区浮島特別保護地区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 令和6年10月1日から令和26年9月30日まで(20年間)

(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地

イ 特別保護地区の指定目的

当該地域は、J R北海道石北本線上川駅から北東約18km、浮島鳥獣保護区の北西部にある浮島湿原及びその周囲からなり、針広混交樹林から高山植生に至る、多様性かつ原始性の高い植生で構成され、約22haの高層湿原を含んでいる。クマガイアエゾライチョウを始め多様な鳥獣が生息しており、特に良好な生息環境になっていることから、生息する鳥獣及び生息環境を保全するため、当該地域を特別保護地区に指定する。

ウ 管理方針

次のとおり

8(1) 名 称 中愛別鳥獣保護区中愛別特別保護地区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 令和6年10月1日から令和26年9月30日まで(20年間)

(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地

イ 特別保護地区の指定目的

当該区域は、J R北海道石北本線中愛別駅から北東約3km、中愛別鳥獣保護区の北中央部に位置しており、トドマツ、ミズナラ、カンバ類からなる天然性の針広混交樹林となっており、エゾライチョウなど森林性鳥類にとって特に好適な生息環境であることから、生息する鳥獣及びその生息環境を保全するため、当該区域を特別保護地区に指定する。

ウ 管理方針

次のとおり

9(1) 名 称 和寒鳥獣保護区和寒特別保護地区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 令和6年10月1日から令和26年9月30日まで(20年間)

(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地

イ 特別保護地区の指定目的

当該地域はJ R北海道宗谷本線寒駅から西約12km、和寒鳥獣保護区の北中央部に位置しており、トドマツ、エゾマツ、ミズナラ、シナノキ、カンバ類からなる天然性の優れた林相の針広混交樹林であり、エゾライチョウやフクロウの森林性鳥類が生息している。

付近に貯水ダムがあることから渡り性の水鳥の飛来も見られ、特に良好な鳥獣の生息環境となっていることから、生息する鳥獣及びその生息環境を保全するため、当該地域を特別保護地区に指定する。

ウ 管理方針

次のとおり

10(1) 名 称 古丹別鳥獣保護区古丹別特別保護地区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 令和6年10月1日から令和26年9月30日まで(20年間)

(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地

イ 特別保護地区の指定目的

古丹別鳥獣保護区のうち、特に鳥獣の生息地として良好な地域であるため、当初林野庁により特別保護地区に指定されている（昭和59年に道指定鳥獣保護区特別保護地区に移管）。

現在の存続期間の満了にあたり、引き続き鳥獣の生息環境を保全するため、特別保護地区に指定する。

ウ 管理方針

次のとおり

11(1) 名 称 遠別鳥獣保護区遠別特別保護地区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 令和6年10月1日から令和26年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地

イ 特別保護地区の指定目的

遠別鳥獣保護区のうち、特に鳥獣の生息地として良好な地域であるため、当初林野庁により特別保護地区に指定されている（昭和59年に道指定鳥獣保護区特別保護地区に移管）。

現在の存続期間の満了にあたり、引き続き鳥獣の生息環境を保全するため、特別保護地区に指定する。

ウ 管理方針

次のとおり

12(1) 名 称 屈斜路鳥獣保護区屈斜路特別保護地区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 令和6年10月1日から令和26年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地

イ 特別保護地区の指定目的

アカエゾマツ、トドマツ、タケカンバ等で構成された針広混交林であり、アカゲラ、ハシブトガラ、シジュウカラ等の森林性鳥獣の生息環境として好適なため、当初林野庁より鳥獣保護区及び特別保護地区に指定されている（昭和59年に道指定鳥獣保護区及び特別保護地区に移管）。

当該地域は、特に鳥獣の生息環境として良好な環境であるため特別保護地区に指定されたものであり、現在の存続期間の満了にあたり、引き続き鳥獣の生息環境を保全

するため特別保護地区に指定する。

ウ 管理方針

次のとおり

13(1) 名 称 厚岸鳥獣保護区厚岸特別保護地区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 令和6年10月1日から令和26年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地

イ 特別保護地区の指定目的

トドマツ、イタヤ、ナラ等で構成された針広混交林であり、厚岸霧多布昆布森国定公園に含まれる。良好な林相を保ち、アカゲラ、ハシブトガラ、シジュウカラ等の森林性鳥獣の優れた生息地であるため、昭和39年に道指定鳥獣保護区及び特別保護地区に指定されている。

当該地域は、特に鳥獣の生息地として良好な環境であるため特別保護地区に指定されたものであり、現在の存続期間の満了にあたり、引き続き鳥獣の生息環境を保全するため、特別保護地区に指定する。

ウ 管理方針

次のとおり

14(1) 名 称 温根沼鳥獣保護区温根沼特別保護地区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 令和6年10月1日から令和26年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地

イ 特別保護地区の指定目的

当該地区は、根室半島の基部に位置する国有林の一部で、温根沼に面しており、付近一帯は北海道でも有数の野鳥の生息地となっている。周辺には国指定風蓮湖鳥獣保護区を始め、国指定ユルリ・モユルリ鳥獣保護区、道指定長節鳥獣保護区などが点在するとともに、野付風蓮道立自然公園の指定も受けている。

また、トドマツを主体とした亜寒帯針葉樹林が広がり大径木も多く、森林性のクマガゲラやシマフクロウの他、湖に面した湿地ではタンチョウも繁殖していることから、当初林野庁により鳥獣保護区に指定されている（昭和59年に道指定鳥獣保護区に移管）。

現存の存続期間の満了にあたり、引き続き鳥獣の生活環境を保全するため、特別保

護地区に指定する。

ウ 管理方針

次のとおり

- 15(1) 名 称 養老牛鳥獣保護区養老牛特別保護地区
(2) 区 域 次のとおり
(3) 存続期間 令和6年10月1日から令和26年9月30日まで(20年間)
(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地

イ 特別保護地区の指定目的

中標津町計根別市街から北西約18kmに位置し、養老牛岳の南斜面に広がる国有林で、ミズナラ、カバ類を主体とした落葉広葉樹林となっている。

ヒグマやエゾシカなどの大型ほ乳類をはじめとして、タカ類、キツキ類、フクロウ類、カラ類など森林性鳥獣など、生息する鳥獣の種類も多いため、当初林野庁により鳥獣保護区及び特別保護地区に指定されている(昭和59年に道指定鳥獣保護区及び特別保護地区に移管)。

当該地域は、特に鳥獣の生息地として良好な環境であるため特別保護地区に指定されたものであり、現在の存続期間満了にあたり、引き続き鳥獣の生活環境を保全するため、特別保護地区に指定する。

ウ 管理方針

次のとおり

(「次のとおり」は省略し、その関係書類を北海道環境生活部自然環境局野生動物対策課及び所在地を所管する総合振興局又は振興局の保健環境部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第433号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第35条第1項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定した。

その区域を表示した図面は、北海道環境生活部自然環境局野生動物対策課及び所在地を所管する総合振興局又は振興局の保健環境部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。

令和6年9月13日

北海道知事 鈴木直道

- 1(1) 名 称 丹治沼特定猟具使用禁止区域
(2) 区 域 次のとおり
(3) 存続期間 令和6年10月1日から令和16年9月30日まで(10年間)

(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器

- 2(1) 名 称 長流川特定猟具使用禁止区域
(2) 区 域 次のとおり
(3) 存続期間 令和6年10月1日から令和16年9月30日まで(10年間)
(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器

- 3(1) 名 称 幌満ダム特定猟具使用禁止区域
(2) 区 域 次のとおり
(3) 存続期間 令和6年10月1日から令和16年9月30日まで(10年間)
(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器

- 4(1) 名 称 鳥崎特定猟具使用禁止区域
(2) 区 域 次のとおり
(3) 存続期間 令和6年10月1日から令和16年9月30日まで(10年間)
(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器

- 5(1) 名 称 当別特定猟具使用禁止区域
(2) 区 域 次のとおり
(3) 存続期間 令和6年10月1日から令和16年9月30日まで(10年間)
(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器

- 6(1) 名 称 大曲呼人特定猟具使用禁止区域
(2) 区 域 次のとおり
(3) 存続期間 令和6年10月1日から令和16年9月30日まで(10年間)
(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器

(「次のとおり」は省略し、その関係書類を北海道環境生活部自然環境局野生動物対策課及び所在地を所管する総合振興局又は振興局の保健環境部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第434号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第68条第1項の規定により猟区の設定を認可したので、同法第70条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和6年9月13日

北海道知事 鈴木直道

- 1(1) 猟区の名 称 西興部村猟区
(2) 猟区の区域 西興部村全域(ただし、字奥興部494、495、498、499、502、503、504、505、字上興部51、58、94-1、293、298、299、300、301、302-1、303-1、304-1、字札滑262-1、308-1、字東興41-1、

42-1、字西興部309、312-1、398、399-1、400-1、403、404、405、410、426、427、428、429、430、431、字忍路子274、399、字六興135、141、177、字中興部79、86-1、86-2、86-4、86-5、86-6、86-7、86-8、86-9、86-11、86-12、86-20、86-21、105、107、108、109、110、111、113、115、141、144、145、155、165、177、178、179、189、192、193、194、203、207、210、211、212、213、231、233、235、243、262、263、264、265、266、267、268、271、273-1、273-3、274-1、274-3、277-1、278-1、278-3、279、280、字中藻106-1、106-2、字上藻55、86-2、87-1、87-2、88-2、89、90、91、92、118、119、120、121、143、195、196-1、196-3、254-1、255、258-1、260、319、344-1、345、346、347、348を除く。)

- (3) 存続期間 令和6年9月15日から令和16年9月14日まで
- (4) 設定者の名称 特定非営利活動法人西興部村猟区管理協会
- (5) 事務所の位置 紋別郡西興部村字西興部485番地
- (6) 入猟承認料 1人1回(2日間)につき30,000円
ただし、エゾシカ以外の鳥獣を捕獲する目的の場合は1人1日につき5,000円

- 2(1) 猟区の名称 占冠村猟区
- (2) 猟区の区域 占冠村全域(ただし、字占冠240-2、240-6、241-2、249-1、249-2、249-3、250-1、250-6、250-10、265-5、265-6、265-7、266、267-7、272-4、272-5、2691-2、字トママ原野1371-1、1372-1、1372-3、字トママ548-1、548-2、548-5、560-1、560-2、561-1、561-12、587、1370-1、1270-2、字上トママ2415-1、2416-1、2418-1、2418-4、2418-6、2418-7、2418-8、2436-1、2437-1、2438-1、2439-1、2440-1、2440-8、字シムカブ原野38-2、38-10、38-11、38-12、38-13、38-14、38-34、38-35、38-36、38-37、39-3、39-6、39-15、39-16、39-17、39-22、39-32、39-39、39-77、39-85、41-1、41-3、46-120、46-143、46-204、46-241、46-416、60-25、60-26、60-27、60-28、60-29、71-1、71-4、71-5、71-14、76-1、76-2、76-4、76-5、76-6、76-7、76-10、76-11、76-12、76-13、76-14、76-15、77-1、77-7、77-8、78-1、78-2、78-3、78-4、78-5、78-6、78-7、79-1、79-2、79-5、79-6、80-1、80-3、114-2、114-

11、131-1、131-3、131-4、131-6、132、133、135-5、138-1、138-2、138-3、138-4、138-5、138-6、138-9、138-10、138-13、138-16、138-19、138-20、138-22、1019-1、1019-3、1019-4、1019-5、1021-14、1034-3、1565-1、1565-2、1566、2062-3、2715-1、2715-2、2715-8、2715-9、2716-1、2716-6、2716-7、2716-8、2717-1、2717-4、2739、2740、2748-1、2748-3、2748-4、2749-1、2749-2、2750-1、2750-2、3025、3110-1、字シムカブ490-2、490-7、1067-2、字クテクウンナイ原野1010-1、1010-3、1011-1、1011-2、1011-3、1083-1、1084-1、1084-2、1084-9、1275-1、1277-1、1320-1、1320-2、1320-3、1320-4、1320-6、1321-1、1321-2、1321-3、1321-4、1321-5、1322、1672、1673、1674、1677、1689、1692、字クテクウンナイ1341-1、1341-2、1343-1、1343-2、1344、2323-1、2323-2、2324、2329-2、2329-4、2329-5、占冠村97-18、国有林上川南部森林管理署1238林班いからにまでの各小班、1239林班い及びイの各小班的区域を除く。)

- (3) 存続期間 令和6年9月15日から令和16年9月14日まで
- (4) 設定者の名称 占冠村
- (5) 事務所の位置 勇払郡占冠村字中央
- (6) 入猟承認料 1人1日につき10,000円

北海道告示第435号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、留辺蘂土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。

令和6年9月13日

北海道知事 鈴木直道

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏名	住 所
就任	令和6.9.1	理事	坂下 忠	北見市留辺蘂町旭1区167番地1
同	同	同	茂住 修二	同 市留辺蘂町大富287番地7
同	同	同	森谷 和幸	同 市留辺蘂町昭栄2番地1
同	同	同	北村 哲治	同 市留辺蘂町松山113番地4
同	同	同	山上 泰正	同 市留辺蘂町平里437番地4
同	同	同	本條 康浩	同 市留辺蘂町滝の湯107番地3
同	同	同	奥原 親雄	同 市留辺蘂町栄町117番地136

同	同	監	事	庄 司 正 行	同	市留辺薬町大富281番地1
同	同	同		大 関 裕 之	同	市留辺薬町昭栄293番地2
退	任	令和 6. 8.31	理	事 坂 下 忠	同	市留辺薬町旭1区167番地1
同	同	同		茂 住 修 二	同	市留辺薬町大富287番地7
同	同	同		永 江 和 幸	同	市留辺薬町昭栄395番地1
同	同	同		北 村 哲 治	同	市留辺薬町松山113番地4
同	同	同		山 上 泰 正	同	市留辺薬町平里437番地4
同	同	同		東海林 和 行	同	市留辺薬町大和103番地3
同	同	同		皆 川 毅	同	市留辺薬町上町129番地65
同	同	同	監	事 多 田 佳 継	同	市留辺薬町旭1区278番地1
同	同	同		森 部 雅 博	同	市留辺薬町昭栄18番地1

北海道告示第436号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和6年9月2日、東和土地改良区の定款の変更を認可した。

令和6年9月13日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第437号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、次の土地改良施設に係る管理規程の変更を認可した。

令和6年9月13日

北海道知事 鈴木直道

土地改良区名	土地改良施設名	管 理 規 程 の 概 要
大雪土地改良区	江丹別ダム	維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。
同	富原頭首工	同
同	西里右第2頭首工	同
同	西里左第1頭首工	同

北海道告示第438号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、道営土地改良（糠内第3地区（農業用排水施設、農業用道路、区画整理））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道十勝総合振興局のウェブサイトにおいて、令和6年9月17日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画の変更については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に審査請求をすることができる。

また、この計画の変更については、この告示の日の翌日から起算して6か月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となる。）を被告として、当該計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

令和6年9月13日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第439号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

令和6年9月13日

北海道知事 鈴木直道

- 保安林予定森林の所在場所 日高郡新ひだか町静内真歌19の11・19の12（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備
- 指 定 施 業 要 件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐は、択伐による。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道日高振興局産業振興部林務課及び新ひだか町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第440号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

令和6年9月13日

北海道知事 鈴木直道

- 保安林の所在場所 勇払郡厚真町字高丘354の1・355・367の1・373の1（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
- 指 定 の 目 的 水源の涵養
- 指 定 施 業 要 件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振総合振興局産業振興部林務課及び厚真町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第441号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和6年9月13日

北海道知事 鈴木直道

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 積丹郡積丹町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道後志総合振興局産業振興部林務課及び積丹町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第442号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和6年9月13日

北海道知事 鈴木直道

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 広尾郡大樹町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 風害の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道十勝総合振興局産業振興部林務課及び大樹町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第443号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

令和6年9月13日

北海道知事 鈴木直道

1 起業者の名称 本別町

2 事業の種類 本別町消防庁舎移転新築事業

3 起業地

(1) 収用の部分 北海道中川郡本別町坂下町2番地1及び2番地6

(2) 使用の部分 なし

4 事業の認定をした理由 次のとおり（「次のとおり」は省略し、北海道建設部総務課及び本別町役場に備え置いて、一般の縦覧に供する。）

5 起業地を表示する 本別町役場

図面の縦覧場所

北海道告示第444号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和6年9月13日

北海道知事 鈴木直道

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

乗用自動車 2台（交換契約により乗用自動車2台を契約の相手方に供し、乗用自動車2台を契約の相手方から調達する。）

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納入期日 令和7年3月21日(金)

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 令和6年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品等に関し、仕様書の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和6年9月13日(金)から同月24日(火)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の毎日午前9時(初日は午後1時)から午後5時(最終日は午後3時)まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

なお、電子メール(choutatsuka.ishikari@pref.hokkaido.lg.jp)により申請書等を提出する場合の添付ファイルの形式はPDF、Word又はExcelとすること。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目
北海道出納局会計管理室調達課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道出納局会計管理室調達課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館4階出納局入札室(送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道出納局会計管理室調達課)

- (2) 入札日時 令和6年10月10日(木)午前11時(送付による場合は、同月9日(水)午後5時までに必着)

- (3) 開札場所 (1)に同じ。

- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達に関する事項

この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告
令和6年7月9日付け北海道空知総合振興局告示第1078号

8 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。

- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道出納局調達課のホームページ(<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/st/cut/106724.html>)においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。(落札者は、落札決定後速やかに契約の締結方法について、書面で行うか契約内容を記録した電磁的記録で行うかを申し出ること。)

この入札は、地方自治法施行令第167条の10の2に規定する総合評価一般競争入札の方法によるので、北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第151条第1項の規定により定めた予定価格(道が交換により取得する自動車の価格から、道が交換により提供する自動車の価格を差し引いた交換差金をもって定めたものをいう。)の制限の範囲内で入札(有効な入札に限る。)した者のうち、地方自治法施行令第167条の10の2第3項の規定による落札者決定基準により、総合評価点の最も高い者を落札者とする。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(7)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道出納局会計管理室調達課

- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

- (3) 電話番号 011-204-5063

12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : Exchange of Car 2 sets
B Bid tendering date and time : 11 : 00 A.M., October 10, 2024
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., October 9, 2024)
C Contact : Procurement Division, Office of Accounting Administration, Treasury
Bureau, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588
Japan
Phone : 011-204-5063

総合振興局告示及び振興局告示

北海道空知総合振興局告示第8号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達には、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和6年9月13日

北海道空知総合振興局長 鈴木賢一

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア 入札番号1 軽貨物電気自動車 1台（交換契約により貨物兼乗用自動車1台を契約の相手方に供し、軽貨物電気自動車1台を契約の相手方から調達する。）

イ 入札番号2 軽貨物電気自動車 1台（交換契約により貨物兼乗用自動車1台を契約の相手方に供し、軽貨物電気自動車1台を契約の相手方から調達する。）

ウ 入札番号3 軽貨物電気自動車 1台（交換契約により貨物兼乗用自動車1台を契約の相手方に供し、軽貨物電気自動車1台を契約の相手方から調達する。）

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期限 令和7年3月28日（金）

(4) 納入場所 入札仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 令和6年度に有効な道の競争入札参加資格のうち、物品の購入（物品の購入の資格のうち、資格の種類別に区分した分類12（自動車）に該当するものに限る。）を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。

(5) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和6年9月13日（金）から同月26日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 068-8558 岩見沢市8条西5丁目
北海道空知総合振興局総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道空知総合振興局総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 岩見沢市8条西5丁目 空知合同庁舎5階会議室（送付による場合は、郵便番号 068-8558 岩見沢市8条西5丁目 北海道空知総合振興局総務課）

(2) 入札日時 令和6年10月10日（木）午前11時（送付による場合は、同月9日（水）午後5時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

(1) この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

ア 名称及び数量 乗用自動車 1台

イ 予定時期 令和6年10月頃（入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。）

(2) この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告
令和6年7月9日付け北海道空知総合振興局告示第1078号

8 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 4に同じ。
(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。
また、北海道空知総合振興局のホームページ（<https://www.sorachi.pref.hokkaido.lg.jp/index.html>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。（落札者は、落札決定後速やかに契約の締結方法について、書面で行うか契約内容を記録した電磁的記録で行うかを申し出ること。）

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（道が交換により取得する自動車の価格から、道が交換により提供する自動車の価格を差し引いた交換差金をもって定めたものをいう。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(7)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

- 契約に関する事務を担当する組織
- (1) 名 称 北海道空知総合振興局総務課
(2) 所 在 地 郵便番号 068-8558 岩見沢市8条西5丁目
(3) 電 話 番 号 0126-20-0022

12 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured :
a Exchange of Car 1 set
b Exchange of Car 1 set
c Exchange of Car 1 set

- B Bid tendering date and time : 11 : 00 A.M., October 10, 2024
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., October 9, 2024)
C Contact : Administrative Division, Department of Regional Policy, Sorachi General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, 8-jo Nishi 5-chome, Iwamizawa, Hokkaido 068-8558 Japan
Phone : 0126-20-0022

北海道留萌振興局告示第1012号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。
令和6年9月13日

北海道留萌振興局長 上原和信

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
乗用自動車（ハイブリッド車） 1台
2 落札を決定した日
令和6年8月30日
3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 株式会社ジェミニオート留萌
(2) 住 所 留萌市元川町2丁目123番地3
4 落札金額
2,024,330円
5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
6 一般競争入札の公告
令和6年7月19日付け北海道留萌振興局告示第1007号
7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道留萌振興局留萌建設管理部建設行政室建設行政課
(2) 所在地 留萌市住之江町2丁目1番2号

道 教 育 庁 教 育 局 告 示

北海道教育庁胆振教育局告示第56号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。
令和6年9月13日

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

学習用パーソナルコンピュータの賃貸借（北海道登別明日中等教育学校・北海道登別青嶺高等学校・北海道苫小牧南高等学校）一式（1月当たりの単価） 126台分

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納入期限 令和7年1月5日（日）

(4) 契約期間 令和7年1月6日から令和12年12月27日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるのでこの契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削減があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

(5) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 令和6年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の賃貸借（電子計算機）の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(5) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和6年9月13日（金）から同年10月7日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時（最終日のみ午後1時）までの間にしなければならない。

イ 申請方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号
北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル3階大会議室A（送付による場合は、郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室）

(2) 入札日時 令和6年10月10日（木）午後2時（送付による場合は、同月9日（水）午後5時必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

(1) この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

ア 名称及び数量

(ア) 学習用パーソナルコンピュータの賃貸借 一式（1月当たりの単価） 42台分

(イ) 学習用パーソナルコンピュータの賃貸借 一式（1月当たりの単価） 84台分

イ 予定時期 令和6年12月頃（入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。）

(2) この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告

令和6年6月14日付け北海道教育庁胆振教育局告示第46号

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁胆振教育局のホームページ（<https://www.dokyojoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ibk/index.html>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第

1 項の規定により定めた予定価格（1 月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1 月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室
(2) 所在地 郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号
(3) 電話番号 0143-24-9605

12 Summary

- A Nature and quantity of the services to be procured : Lease of Personal Computer (Hokkaido Noboribetsu akebi Secondary School, Hokkaido Noboribetsu seiryō High School, Hokkaido Tomakomai minami High School) 126 sets.
B Bid tendering date and time : 2 : 00 P.M., October 10, 2024
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., October 9, 2024)
C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Iburi District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Kaigan-cho 1-chome 4-1, Muroran, Hokkaido 051-8558 Japan
Phone : 0143-24-9605

北海道教育庁日高教育局告示第30号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和6年9月13日

北海道教育庁日高教育局長 行徳義朗

1 落札者に係る物品等の名称及び数量

- (1) 日高管内道立学校校務用パーソナルコンピュータ（西部地区） 一式 51台分
(2) 日高管内道立学校校務用パーソナルコンピュータ（東部地区） 一式 99台分

2 落札を決定した日

令和6年8月26日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏名 有限会社 在田商店
(2) 住所 日高郡新ひだか町静内御幸町2丁目1番19号

4 落札金額

- (1) 5,834,400円
(2) 11,325,600円

5 契約相手を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公示

令和6年7月16日付け北海道教育庁日高教育局告示第27号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道教育庁日高教育局道立学校運営支援室
(2) 所在地 浦河郡浦河町栄丘東通56号

北海道教育庁釧路教育局告示第40号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和6年9月13日

北海道教育庁釧路教育局長 泉野将司

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

学習用システムパーソナルコンピュータの賃貸借 一式（1月当たりの単価） 68台分

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納入期限 令和7年1月15日（水）

(4) 契約期間 令和7年1月15日から令和13年1月14日まで

なお、この契約では、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

(5) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 令和6年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の賃貸借（電子計算機）の資格を有すること。
(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

- いこと。
- (4) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。
- (5) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- ア 申請の時期 令和6年9月13日（金）から同月30日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
- イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 085-0835 釧路市浦見2丁目1番1号
北海道教育庁釧路教育局道立学校運営支援室
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
北海道教育庁釧路教育局道立学校運営支援室
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 釧路市浦見2丁目1番1号 北海道教育庁釧路教育局会議室
(送付による場合は、郵便番号 085-0835 釧路市浦見2丁目1番1号 北海道教育庁釧路教育局道立学校運営支援室)
- (2) 入札日時 令和6年10月8日（火）午前10時（送付による場合は、同月7日（月）午後5時までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
なお、北海道教育庁釧路教育局のホームページ（<https://www.dokyoi/pref.hokkaido.lg.jp/hk/krk/>）においてダウン

- ロードすることができる。
- 8 一連の調達契約に関する事項
- (1) この契約による調達後において調達が予定されている物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期
- ア 名称及び数量 パーソナルコンピュータ 校務用 122台
- イ 予定時期 令和6年9月下旬（入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。）
- (2) この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告
令和6年6月14日付け北海道教育庁釧路教育局告示第35号
- 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
落札者の決定方法は次によることとし、契約書作成の要否は平成16年北海道告示第448号の3の(2)による。
北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
- 10 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 11 その他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。
契約に関する事務を担当する組織
- (1) 名称 北海道教育庁釧路教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 郵便番号 085-0835 釧路市浦見2丁目1番1号
- (3) 電話番号 0154-43-9274
- 12 Summary
- A Nature and quantity of the products to be procured : Lease of Personal Computer 68 sets
- B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., October 8, 2024
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., October 7, 2024)
- C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Kushiro District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Urami 2-chome 1-1, Kushiro, Hokkaido 085-0835 Japan
Phone : 0154-43-9274

正 誤

○令和6年2月13日（本号第480号）

北海道告示第74号（道営土地改良事業計画の決定）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	欄	行
52	右	24
誤	<u>登呂第3豊川</u>	
正	<u>常呂第3豊川</u>	

○令和6年9月6日（本号第537号）

オホーツク総合振興局告示第106号（特定調達契約に係る入札の公告）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	欄	行
16	左	3
誤	貨物兼乗用自動車の交換契約 <u>3</u> 台	
正	貨物兼乗用自動車の交換契約 <u>2</u> 台	
